

政策
I

急激な市民生活の変化に対する支援

子育て世代への臨時特別給付金(国事業)への対応

(予算額：26,200千円)

学校等の臨時休業により新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、低～中間所得者層の児童手当受給世帯に**対象児童1人当たり1万円を支給**します。

● 制度の概要

1. 対象者

(1) 支給対象児童

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子ども

(2) 支給要件及び支給対象者

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の支給を受けている方（ただし、所得制限額を超えている「特例給付」の受給者は対象になりません。）

2. 支給額

対象児童1人当たり1万円

3. 支給時期

一般支給対象者は、6月の児童手当の支給に合わせて支給できるよう調整中（一般支給対象者には市からお知らせ通知を送付します。）

公務員支給対象者は、手続きの都合上7月以降になる見込み（所属庁から申請書が配布されません。）

● 実施方法

○ 手続き

一般支給対象者は、児童手当の仕組みを活用して支給することから、申請は不要です。ただし、公務員支給対象者は、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村へ申請してください。

